

チョコレート類の表示に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第36条第1項の規定に基づき、チョコレート類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「チョコレート類」とは、チョコレート、準チョコレート、チョコレート菓子、準チョコレート菓子、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ、ココアパウダー(ココア)及び調整ココアパウダー(調整ココア)をいう。</p> <p>2 この規約において「チョコレート」とは、チョコレート生地のみのもの及びチョコレート生地が全重量の60パーセント以上のチョコレート加工品をいう。</p> <p>3 この規約において「準チョコレート」とは、準チョコレート生地のみのもの及び準チョコレート生地が全重量の60パーセント以上のチョコレート加工品をいう。</p> <p>4 この規約において「チョコレート菓子」とは、チョコレート生地が全重量の60パーセント未満のチョコレート加工品をいう。</p> <p>5 この規約において「準チョコレート菓子」とは、準チョコレート生地が全重量の60パーセント未満のチョコレート加工品をいう。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>6 この規約において「カカオマス」とは、カカオニブ（カカオビーンズからシェルを技術的に可能な限り除いたものをいう。以下同じ。）を、そのいかなる構成分も除去又は添加することなく、機械的・物理的方法により磨碎したもの（アルカリ処理等をしたものも含む。）をいう。</p> <p>7 この規約において「ココアバター」とは、カカオビーンズ、カカオニブ又はカカオマスから得られた油脂であって、シェル又はジャームの脂肪分を天然に含んでおり、量以上に含まないものをいう。</p> <p>8 この規約において「ココアケーキ」とは、カカオニブ又はカカオマスから機械的方法等により、脂肪分の一部を除いたものをいう。</p> <p>9 この規約において「ココアパウダー」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ココアパウダー ココアケーキを粉碎したもので、これに含まれるココアバターが全重量の8パーセント以上、水分が全重量の7パーセント以下のものであって、バニラ系の香料以外のものを含まないもの</p> <p>(2) 脱脂ココアパウダー ココアケーキを粉碎したもので、これに含まれるココアバターが全重量の8パーセント未満、水分が全重量の7パーセント以下のものであって、バニラ系の香料以外のものを含まないもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に必要によりバニラ系以外の香料、香辛料、ビタミン、ミネラル等を3パーセント未満加えたもの</p> <p>10 この規約において「調整ココアパウダー」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ココアパウダーに糖類のみを加えたものにあっては、ココアパウダーが全重量の32パ</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>一セント以上、水分が全重量の7パーセント以下のもの</p> <p>(2) ココアパウダーに乳製品又は糖類以外の他の可食物を加えたものにあっては、ココアパウダーが全重量の20パーセント以上、水分が全重量の7パーセント以下のもの</p> <p>(3) ココアパウダーに糖類及び乳製品又は他の可食物を加えたものにあっては、ココアパウダーが全重量の10パーセント以上、水分が全重量の7パーセント以下のもの</p> <p>11 この規約において「チョコレート加工品」とは、チョコレート生地又は準チョコレート生地（以下「チョコレート等生地」という。）を使用した次の各号に掲げる基準に該当するものという。ただし、チョコレート類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）第1条に掲げるものを除く。</p> <p>(1) チョコレート等生地に可食物（例えばナッツ類、フルーツ類、液状物等）を混合し又は練り込んだものであって、チョコレート等生地の重量が全重量の40パーセント以上のもの</p> <p>(2) チョコレート等生地で殻を作り、内部に可食物（例えばナッツ類、キャンデー類、液状物等）を入れたものであって、チョコレート等生地の重量が全重量の40パーセント以上のもの</p> <p>(3) 可食物（例えばナッツ類、キャンデー類、ビスケット類、液状物等）をチョコレート等生地で被覆したものであって、チョコレート等生地の被覆した表面積が、当該菓子の全表面積の70パーセント以上、かつ、チョコレート等生地の重量が全重量の20パーセント以上のもの</p> <p>(4) チョコレート等生地を可食物（例えばキャ</p>	<p>（チョコレート類に含まれない菓子類）</p> <p>第1条 規約第2条第11項ただし書に規定する「施行規則第1条に掲げるもの」とは、別表に掲げる焼き菓子類等をいう。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>ンデー類、糖類等)で被覆したものであって、チョコレート等生地の重量が全重量の30パーセント以上のもの</p>	
<p>(5) チョコレート等生地と可食物を接合したものであって、チョコレート等生地の重量が全重量の30パーセント以上のもの</p>	
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類似するものであって、全国チョコレート業公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)の承認を得たもの</p>	
<p>12 この規約において「チョコレート生地」及び「準チョコレート生地」とは、カカオビーンズから調製したカカオマス、ココアバター、ココアケーキ又はココアパウダーを原料とし、必要により糖類、乳製品、ココアバター以外の食用油脂、香料等を加え、通常の工程を経て製造したものであって、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合したものという。</p>	
<p>(1) チョコレート生地 カカオ分が全重量の35パーセント以上（ココアバターが全重量の18パーセント以上）であって、水分が全重量の3パーセント以下のもの（ただし、カカオ分が全重量の21パーセントを下らず（ココアバターが全重量の18パーセント以上）、かつ、カカオ分と乳固形分の合計が全重量の35パーセントを下らない範囲内（乳脂肪が全重量の3パーセント以上）で、カカオ分の代わりに、乳固形分を使用することができる。）</p>	
<p>(2) 準チョコレート生地 ア カカオ分が全重量の15パーセント以上（ココアバターが全重量の3パーセント以上）、脂肪分が全重量の18パーセント以上のものであって、水分が全重量の3パーセント以下のもの（ただし、チョコレート等生地の重量が全重量の30パーセント以上のもの）</p>	

規 約	施 行 規 則
ト生地に該当するものを除く。)	
イ カカオ分が全重量の7パーセント以上 (ココアバターが全重量の3パーセント 以上)、脂肪分が全重量の18パーセント以 上、乳固体分が全重量の12.5パーセント 以上(乳脂肪が全重量の2パーセント以 上)であって、水分が全重量の3パーセン ト以下のもの(ただし、チョコレート生地 に該当するものを除く。)	
13 この規約において「カカオビーンズ」とは、 カカオ樹(学名テオブロマカカオ)の種子を正 常な発酵乾燥工程を経て得られたものであっ て、水分7パーセント以下のものをいう。	
14 この規約において「糖類」とは、ぶどう糖、 果糖、麦芽糖、しょ糖(砂糖)、乳糖等をいう。	
15 この規約において「食用油脂」とは、イリッ ペバター、シアーバター、パーム油、やし油、 棉実油その他ココアバター以外の食用油脂を いう。	
16 この規約において「乳製品」とは、クリーム、 バター、バターオイル、チーズ、濃縮乳、無糖 練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、 全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイ パウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、 発酵乳、発酵乳パウダー、ミルククラム、ブロ ックミルク及び牛乳(ただし、成分を再構成し たものを除く。以下この項において同じ。)をい う。ただし、発酵乳パウダー、ミルククラム、 ブロックミルク及び牛乳を原材料として用い た場合、次条第1項第2号に規定する原材料名 に「乳製品」と表示してはならない。また、牛 乳を用いた場合は、次条第1項第2号に規定す る原材料名には、牛乳と表示すること。	
17 この規約において「カカオ分」とは、カカオ ニブ、カカオマス、ココアバター、ココアケー	

規 約	施 行 規 則
キ及びココアパウダー（香料その他のものを含まないもの）の水分を除いた合計量をいう。	
18 この規約において「事業者」とは、チョコレート類を製造し、加工し、若しくは輸入して販売する事業者又は販売をする事業者をいう。	
19 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項に規定するものであって、施行規則に定めるものをいう。	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 規約第2条第19項に規定する「表示」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給するチョコレート類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商品、容器包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）
(必要な表示事項)	(必要な表示事項)
第3条 事業者は、チョコレート類の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところ	第3条 規約第3条第1項から第4項までの規定により表示すべき必要な表示事項については、次条から第31条までの規定に基づき、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「表示

規 約	施 行 規 則
により、邦文をもって、当該チョコレート類を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に表示しなければならない。	<p>基準」という。) 別記様式 1 から別記様式 3 までにより表示すること。ただし、別記様式 1 から別記様式 3 までによる表示と同等程度に分かりやすく一括して表示する場合は、この限りではない。</p> <p>(種類別名称の表示)</p> <p>第 4 条 種類別名称の表示は、「種類別名称」の文字の次に、次に掲げる分類に応じて表示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) チョコレート 「チョコレート」と表示すること。 (2) 準チョコレート 「準チョコレート」又は「準チョコレート」と表示すること。 (3) チョコレート菓子 「チョコレート菓子」と表示すること。 (4) 準チョコレート菓子 「準チョコレート菓子」又は「準チョコレート菓子」と表示すること。 (5) カカオマス 「カカオマス」と表示すること。 (6) ココアバター 「ココアバター」と表示すること。 (7) ココアケーキ 「ココアケーキ」と表示すること。 (8) ココアパウダー 「ココアパウダー」又は「ココア」と表示すること。 (9) 調整ココアパウダー 「調整ココアパウダー」又は「調整ココア」と表示すること。 <p>2 チョコレート、チョコレート菓子、準チョコレート又は準チョコレート菓子を 2 種類以上詰め合わせたものの容器包装にあっては、詰め合</p>
(1) 種類別名称	

規 約	施 行 規 則
	<p>わせたものの種類別名称を重量の割合の高いものから順に表示すること。ただし、次に掲げるところにより表示することができる。</p> <p>(1) チョコレートとチョコレート菓子を詰め合わせたものについては、「チョコレート菓子」</p> <p>(2) 準チョコレート菓子を含むものについては、「準チョコレート菓子」</p> <p>(3) 準チョコレートを含むもの（準チョコレート菓子を含むものを除く。）については、「準チョコレート」</p> <p>3 チョコレート、チョコレート菓子、準チョコレート又は準チョコレート菓子と他の食品を詰め合わせたものの容器包装にあっては、詰め合わせたものの種類別名称を重量の割合の高いものから順に表示すること。この場合において、チョコレート、チョコレート菓子、準チョコレート又は準チョコレート菓子の種類別名称は、前項ただし書に定める基準により表示することができる。</p> <p>（原材料名の表示）</p> <p>第5条 原材料名の表示は、「原材料名」の文字の後に、使用した原材料を原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>(1) 「食用油脂」の名称については、植物性のものにあっては「植物油」、「植物脂」若しくは「植物油脂」又は「パーム油脂」、「やし油」等の一般名称をもって表示することができる。</p> <p>(2) 糖類のうち、「無水結晶ぶどう糖」、「含水結晶ぶどう糖」及び「全糖ぶどう糖」にあっては「ぶどう糖」と、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあっては「異性化液糖」と、「砂糖混合ぶどう糖果糖液</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>「砂糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖混合高果糖液糖」にあっては「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>2 2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）を使用する場合については、当該複合原材料を次に定めるところにより表示すること。</p> <p>(1) 規約第4条第5項第1号及び第2号に掲げるチョコレート生地を原材料として製造したチョコレート加工品にあっては、「チョコレート」又は「ミルクチョコレート」等と複合原材料の一般名称を表示することができる。</p> <p>(2) ビスケット、ウェハース、ヌガー、キャラメル等については、「ビスケット」、「ウェハース」、「ヌガー」、「キャラメル」等と複合原材料の一般名称を表示することができる。</p> <p>(3) 前2号に定めのない複合原材料については、複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあっては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5パーセント未満である原材料について、「その他」と表示することができる。</p> <p>(4) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>原材料を使用する場合については、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示することができる。</p> <p>(種類別名称及び原材料名の表示の特例)</p> <p>第6条 事業者は、チョコレート以外のもので、商品名に「チョコレート」、「チョコ」又は「ショコラ」等の外国語を含むチョコレートを意味する文字を使用している場合は、最も大きな活字で表示されている商品名と同一視野内に種類別名称を、次に掲げる基準により明瞭に表示しなければならない。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のもの及び種類別名称を外国で表示した輸入品にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートルを超え、おおむね100平方センチメートル以下のものにあっては、日本産業規格Z8305(1962)(以下「JISZ8305」という。)に規定する9ポイントの活字以上の大きさの文字であること。</p> <p>(2) 容器包装の表示可能面積がおおむね100平方センチメートルを超え、おおむね200平方センチメートル以下のものにあっては、JISZ8305に規定する10.5ポイントの活字以上の大きさの文字であること。</p> <p>(3) 容器包装の表示可能面積がおおむね200平方センチメートルを超えるものにあっては、JISZ8305に規定する12ポイントの活字以上の大きさの文字であること。</p> <p>2 規約第3条第1項第1号に掲げる種類別名称が、ココアパウダー(ココア)又は調整ココアパウダー(調整ココア)である場合は、ココアパウ</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>ダーにあっては種類別名称に併記して、調整ココアパウダーにあっては原材料名に表示されているココアパウダーの次に括弧を付して、ココアバターの重量の百分比を表示すること。</p> <p>(添加物の表示)</p> <p>第7条 添加物の表示は、「添加物」の文字の次に、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、表示基準第3条第1項の規定に従い、表示すること。</p>
(3) 添加物	<p>(原料原産地名の表示)</p> <p>第8条 原料原産地名の表示は、「原料原産地名」の文字の次に、表示基準第3条第2項の規定に従い表示すること。</p>
(4) 原料原産地名	<p>(内容量の表示)</p> <p>第9条 内容量の表示は、「内容量」の文字の次に、計量法(平成4年法律第51号)に基づき、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>(1) 次に掲げるものにあっては、「グラム」若しくは「キログラム」又は「g」若しくは「kg」の単位で表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除いたチョコレート及び準チョコレート イ 原料用のチョコレート及び準チョコレート ウ カカオマス エ ココアバター オ ココアケーキ カ ココアパウダー キ 調整ココアパウダー <p>(2) 前号以外のものにあっては、内容重量、内容体積又は内容数量で表示することとし、内</p>
(5) 内容量	

規 約	施 行 規 則
	<p>容重量は「グラム」若しくは「キログラム」又は「g」若しくは「kg」で、内容体積は「ミリリットル」若しくは「リットル」又は「ml」若しくは「l」で、内容数量は個数等の単位を明記して表示する。</p>
(6) 消費期限又は賞味期限	<p>(消費期限又は賞味期限の表示)</p> <p>第10条 品質が急速に劣化しやすい製品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の製品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示すること。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月を年月の順で表示することをもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代ええることができる。</p>
(7) 保存の方法	<p>(保存の方法の表示)</p> <p>第11条 保存の方法の表示は、「保存方法」の文字の次に、製品の特性に従って、温度、湿度、場所など次の例のように表示すること。</p> <p>(1) 保存温度を表示する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ○○°Cから○○°Cで保存して下さい。 イ ○○°C以下で保存して下さい。 <p>(2) 保存場所等を表示する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 直射日光を避け、涼しい乾燥したところに保存して下さい。 イ 直射日光、湿度の高いところを避けて下さい。 ウ 風通しの良い冷暗所に保存して下さい。
(8) 原産国名	<p>(原産国名の表示)</p> <p>第12条 原産国名の表示は、輸入品について「原産国名」の文字の次に、次に定めるところによ</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>り国名を表示すること。</p> <p>(1) チョコレート、準チョコレート、チョコレート菓子及び準チョコレート菓子の原産国は、調温(テンパリング)及び成形が行われた国とする。</p> <p>(2) ココアパウダーの原産国は、ココアケーキの粉碎が行われた国とする。</p> <p>(3) 調製ココアパウダーの原産国は、ココアパウダーに糖類又は乳製品等を加え調製した国とする。</p> <p>2 原産国が異なるチョコレート類を詰め合わせたものにあっては、詰め合わせたものの原産国名を重量の割合の高いものから順に表示すること。</p> <p>(事業者の氏名又は名称及び住所の表示)</p> <p>第13条 事業者の氏名又は名称及び住所の表示は、事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示すること。</p> <p>(製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示)</p> <p>第14条 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示は、次の各号に定めるところにより表示すること。</p> <p>(1) 製造所又は加工所(食品の製造又は加工(当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工(調整及び選別を含む。)に限る。以下同じ。)が行われた場所)の所在地(輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称)を表示する。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、前条の事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは</p>
(9) 事業者の氏名又は名称及び住所 (10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	

規 約	施 行 規 則
	<p>加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地）又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p> <p>(3) 第1号の規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。</p> <p>この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先 イ 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものも含む。） ウ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

規 約	施 行 規 則
	<p>(一括表示事項の様式)</p> <p>第15条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項の様式は次のとおりとする。</p> <p>別記様式1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 種類別名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 消費期限 保存方法 原産国名 製造者 </div> <p>1 この様式中「種類別名称」とあるのは、これに代えて、「名称」、「品名」、「品目」又は「種類別」と表示することができる。</p> <p>2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。</p> <p>3 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。</p> <p>4 消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。</p> <p>5 事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。</p> <p>6 原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一緒に表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>7 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示し</p>

規 約	施 行 規 則
<p>2 事業者は、チョコレート類の容器包装に、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。次項第3号を除き、以下同じ。）の量（ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に2.54を乗じたものをい</p>	<p>て他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</p> <p>8 種類別名称を商品の主要面に表示した場合にあっては、この様式中、種類別名称の事項を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主要面に表示した場合も同様とする。</p> <p>9 この様式は縦書きとすることができます。</p> <p>10 この様式の枠を記載することが困難な場合は、枠を省略することができる。</p> <p>11 規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。</p> <p>12 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>13 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。</p> <p>14 輸入品以外にあっては、原産国名の事項を、その他の事項で表示しない項目にあっては、その項目を省略する。</p> <p>(栄養成分の量及び熱量の表示)</p> <p>第16条 規約第3条第2項の規定により表示すべき栄養成分の量及び熱量の表示は、表示基準第3条第1項の表の「栄養成分の量及び熱量」に基づき表示する。</p> <p>2 栄養成分の量及び熱量の表示は、次の場合に</p>

規 約	施 行 規 則														
う。)) 及び熱量を施行規則に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。	<p>は省略することができる。ただし、栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。）をしようとする場合、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。</p> <p>(1) 容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるもの。</p> <p>(2) 消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの（当分の間は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者が販売するものも含む。）。</p> <p>3 栄養成分の量及び熱量の表示の様式は、表示基準別記様式2に基づく以下の様式により表示する。</p> <p style="text-align: center;">別記様式2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>g</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>1 食品単位は、100 g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</p> <p>2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</p> <p>3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示す</p>	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g
栄養成分表示															
食品単位当たり															
熱量	kcal														
たんぱく質	g														
脂質	g														
炭水化物	g														
食塩相当量	g														

規 約	施 行 規 則
	<p>ることができる。</p> <p>4 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>5 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>6 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。</p> <p>ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。</p> <p>(表示が困難な場合の取扱い)</p> <p>第17条 規約第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合に限り、その表示を省略することができる。</p> <p>(1) 容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のものにあっては、原材料名(特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)、添加物(特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)、内容量(特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成5年政令第249号)第5条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称(事業者の氏名又は名称及び住所の表示は要しないとされているものを除く。)、原料原産地名及び原産国名の表示。</p> <p>(2) 内容量を外見上容易に識別できるもの(第9条第1号に掲げるチョコレート類を除く。)にあっては、内容量(特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)の表示。</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>(3) 常温で保存すること以外にその保存方法に関する留意すべき特段の事項がないものにあっては、保存方法の表示。</p> <p>(4) バレンタイン、クリスマス等の催事用として、それぞれの商品に必要な表示事項が表示されているものを何個か、又は何種類かをまとめて容器に詰め、又は包装したもので外見上その表示を見ることができるものにあっては、外装パッケージへの表示を省略することができる。</p>
3 次に掲げる事項の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。	(アレルゲンの表示)
(1) アレルゲン	第18条 規約第3条第3項第1号に規定するアレルゲンの表示については、表示基準別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあっては、表示基準第3条第2項に定めるところにより表示すること。
(2) L-フェニルアラニン化合物を含む旨の表示	(L-フェニルアラニン化合物を含む旨の表示) 第19条 アスパルテームを含む食品にあっては、表示基準第3条第2項に定めるところにより、L-フェニルアラニン化合物を含む旨を表示すること。
(3) 栄養成分の表示（前項に基づく表示を除く。）	(栄養成分の表示（規約第3条第3項に基づく表示）) 第20条 規約第3条第3項第3号に規定する栄養成分表示について、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く栄養成分を表示する場合には、表示基準第7条の表の「栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）」

規 約	施 行 規 則																														
	<p>に基づき表示すること。</p> <p>2 栄養成分の量及び熱量の表示の様式は、表示基準別記様式3に基づく以下の様式により表示する。</p> <p>別記様式3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　－飽和脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　－n－3系脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　－n－6系脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>コレステロール</td> <td>mg</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　－糖質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　　－糖類</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　　－食物繊維</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分</td> <td>mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	－飽和脂肪酸	g	－n－3系脂肪酸	g	－n－6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	－糖質	g	－糖類	g	－食物繊維	g	食塩相当量	g	たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg
栄養成分表示																															
食品単位当たり																															
熱量	kcal																														
たんぱく質	g																														
脂質	g																														
－飽和脂肪酸	g																														
－n－3系脂肪酸	g																														
－n－6系脂肪酸	g																														
コレステロール	mg																														
炭水化物	g																														
－糖質	g																														
－糖類	g																														
－食物繊維	g																														
食塩相当量	g																														
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg																														

規 約	施 行 規 則
(4) ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合）の表示	<p>4 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。</p> <p>5 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。</p> <p>6 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中の当該成分を省略する。</p> <p>7 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄によって表示する。</p> <p>8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>9 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>10 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができます。</p> <p>（ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合）の表示）</p> <p>第21条 規約第3条第3項第4号に規定するナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合）の表示をする場合には、表示基準第7条の表の「ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。）」に基づき表示すること。</p> <p>2 ナトリウムの量の表示の様式は、前条第2項</p>

規 約	施 行 規 則
(5) 栄養成分の補給ができる旨の表示	<p>の表示基準別記様式3に基づく様式により表示する。</p> <p>(栄養成分の補給ができる旨の表示基準)</p> <p>第22条 規約第3条第2項及び同条第3項第5号に規定する栄養成分の表示について、栄養成分の補給ができる旨を表示する場合には、表示基準第7条の表の「栄養成分の補給ができる旨」に基づき表示すること。</p>
(6) 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示	<p>(栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示基準)</p> <p>第23条 規約第3条第2項及び同条第3項第6号に規定する栄養成分及び熱量の表示について、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示する場合には、表示基準第7条の表の「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」に基づき表示すること。</p>
(7) 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）を添加していない旨の表示	<p>(糖類を添加していない旨の表示基準)</p> <p>第24条 規約第3条第3項第7号に規定する糖類を添加していない旨を表示する場合には、表示基準第7条の表の「糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）を添加していない旨」に基づき表示すること。</p>
(8) ナトリウム塩を添加していない旨の表示	<p>(ナトリウム塩を添加していない旨の表示)</p> <p>第25条 規約第3条第3項第8号に規定するナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合には、表示基準第7条の表の「ナトリウム塩を添加していない旨」に基づき表示すること。</p>
(9) 栄養機能食品である旨の表示	<p>(栄養機能食品である旨の表示)</p> <p>第26条 規約第3条第3項第9号に規定する栄養機能食品である旨を表示する場合には、表示基</p>

規 約	施 行 規 則
(10) 特定保健用食品である旨の表示	<p>準第7条の表の「栄養機能食品に係る栄養成分の機能」に基づき表示すること。</p> <p>(特定保健用食品である旨の表示)</p> <p>第27条 規約第3条第3項第10号に規定する特定保健用食品である旨を表示する場合には、表示基準第3条第2項の表の「特定保健用食品」及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第8条に基づき表示すること。</p>
(11) 機能性表示食品である旨の表示	<p>(機能性表示食品である旨の表示)</p> <p>第28条 規約第3条第3項第11号に規定する機能性表示食品である旨を表示する場合には、表示基準第3条第2項の表の「機能性表示食品」に基づき表示すること。</p>
(12) 事故品を取り替える旨の表示	<p>(事故品を取り替える旨の表示)</p> <p>第29条 規約第3条第3項第12号の規定により事故品を取り替える旨の表示は、次によるものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とすること。 (2) 外部から見やすい場所以外の場所に表示することができる。 (3) 輸入品にあっては、省略することができる。
(13) アルコール分を含有している旨の注意・警告表示	<p>(アルコール分を含有している旨の注意・警告表示)</p> <p>第30条 規約第3条第3項第13号の規定によりアルコールを含む旨の表示は、次により表示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 製品中にアルコール分が1パーセント以上含まれるものは、そのアルコールの含有率を

規 約	施 行 規 則
(14) 香辛料等を多く含有している旨の注意・警告表示 4 紙製及びプラスチック製の容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき表示しなければならない。 (特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、商品名等に次の各号に掲げる用語を表示する場合は、当該各号に掲げる基準によらなければならない。 (1) ミルクチョコレート チョコレートのうちチョコレート生地の乳固体分がチョコレート生地の重量の14パーセント以上（乳脂肪分がチョコレート生地の重量の3パーセント以上）のものに限り表示することができる。ただし、第3条第1項第1号に規定する種類別名称として「ミルクチョコレート」と表示してはならない。	<p>表示する。</p> <p>(2) 異なったアルコール分を含んだ製品を詰め合わせたもので、個包装（1粒）当たりのアルコール分が1パーセント以上含まれるものは、そのアルコールの含有率を表示し、どの個包装のものか判別できるように表示することが望ましい。</p> <p>2 前項による表示は次のとおり表示することが望ましい。</p> <p>(1) 商品名と同一視野内。</p> <p>(2) 文字の前に「注意」の文字を付すこと。</p> <p>（香辛料を多く含有している旨の注意・警告表示）</p> <p>第31条 規約第3条第3項第14号の規定により香辛料を多く含む旨の表示は、前条第2項に準じ表示すること。</p>

規 約	施 行 規 則
(2) 準ミルクチョコレート 第2条第12項第2号イに規定する準チョコレート生地を使用した準チョコレートに限り表示することができる。ただし、第3条第1項第1号に規定する種類別名称として「準ミルクチョコレート」と表示してはならない。 (3) 生チョコレート 次のいずれかの基準に適合するチョコレート又はチョコレート菓子に限り表示することができる。ただし、第3条第1項第1号に規定する種類別名称として「生チョコレート」と表示してはならない。 ア チョコレート生地にクリームを含む含水可食物を練り込んだもののうち、チョコレート生地が全重量の60パーセント以上、かつクリームが全重量の10パーセント以上のものであって、水分が全重量の10パーセント以上であること イ アに適合するチョコレートにココアパウダー、粉糖、抹茶等の粉体可食物をかけたもの、又はチョコレート生地で殻を作り、内部に前号に適合するチョコレートを入れたものであって、当該チョコレートが全重量の60パーセント以上、かつ、チョコレート生地の重量が全重量の40パーセント以上であること 2 事業者は、チョコレート類にナッツ類、果物類、野菜類、蜂蜜、メープルシロップ、黒砂糖、コーヒーその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則第32条で定める基準によらなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの場合は、この限りではない。 (1) 原材料の使用量が施行規則第32条に定め	
	(特定事項の表示基準) 第32条 規約第4条第2項に規定する原材料の基準量（ナッツ類、果物類、野菜類については、生ものに換算した重量）は、次の各号に掲げるものを除き製品重量の5パーセント以上とする。また、ナッツ類については、これが使用されていることが容易に識別することができない場合には、その使用されている状態（ペースト状、クリーム状等をいう。）を原材料名表示においてそ

規 約	施 行 規 則
<p>る基準量未満のものについて、当該原材料の製品に占める重量の割合を「〇〇△△% 使用」（〇〇は原材料の名称。以下この項において同じ。）と明瞭に商品名と同一視野内に表示した場合</p> <p>(2) 2種類以上の原材料を使用しているものであって、当該原材料の使用量が施行規則第32条に定める基準未満のものについて、当該原材料名及び当該原材料の製品に占める重量の割合を、施行規則に定めるところにより、明瞭に商品名と同一視野内に表示した場合</p>	<p>の旨を明示しなければならない。</p> <p>(1) 蜂蜜、メープルシロップ、黒砂糖について は重量の2パーセント以上</p> <p>(2) コーヒーについては、コーヒーアンダードに換算して全重量の1.5 パーセント以上</p> <p>(3) 風味原材料（はっか、香辛料、酒類、発酵乳、発酵乳パウダー、茶類、ごま等）については、風味を特徴づけるのに十分な量</p> <p>2 前項に規定する原材料のうち第3号の風味原材料を除く2種類以上の原材料を使用したものについては、当該原材料について規定するそれぞれの基準量を使用した原材料数で除した量以上を含み、かつ、以下の基準のいずれかを満たすもの。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に記載する原材料を2種類以上使用したものについては、当該原材料の重量の総和が製品重量の2パーセント以上</p> <p>(2) 前号に該当しない組み合わせのものについては、当該原材料の重量の総和が製品重量の5パーセント以上</p> <p>3 規約第4条第2項第2号に定める表示の方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 2種類以上の同種の原材料をまとめた名称を表示し、当該原材料の合計に占める重量の割合を表示した後に、個別の原材料名を、括弧を付して重量の割合の多いものから順に表示した場合（「◎◎△△% (〇〇、〇〇) 使用」（◎◎は同種の原材料をまとめた名称）。ただし、括弧内は省略することができる。</p> <p>(2) 当該原材料の製品に占める重量の割合の多い順に、個別に「〇〇△△%、〇〇△△% 使用」と列記して表示した場合。ただし、個別の割合の表示に代えて、原材料名を列記した後に、その合計の数値を「合計△△%」と表示すること</p>

規 約	施 行 規 則
(3) 前2号のものであって、当該原材料の香料を合わせて使用しているものについて、「〇〇香料使用」と明瞭に商品名と同一視野内に表示した場合 (4) 果物類の香料のみを使用しているものについて、当該果物類の香料を使用した旨を「〇〇香料使用」と明瞭に商品名と同一視野内に表示した場合 (5) 2種類以上の果物類の香料を使用したものについて、「フルーツ香料使用」と明瞭に商品名と同一視野内に表示した場合 (6) 前号のもの又は果物類の香料を使用した商品を2種類以上詰め合わせたものについて、「フルーツ香料使用」と明瞭に商品名と同一視野内に表示した場合 (7) 公正取引協議会の承認を得た場合	ができる。
3 事業者は、チョコレート類にナッツ類、果物類、野菜類、蜂蜜、メープルシロップ、黒砂糖、コーヒーその他の原材料を豊富に含有する旨を表示する場合は、施行規則に定める基準によらなければならない。	4 規約第4条第3項に規定する原材料の基準含有量は、以下のとおりとする。 (1) 1種類の原材料を強調する場合は第1項(第3号を除く。)に定める基準量の2倍以上。 (2) 2種類以上の原材料を使用したものについて強調する場合は、第2項に定める基準量の2倍以上。ただし、2種類以上の原材料のうち特定のもののみを強調する場合の基準は、前号によることとする。
4 事業者は、チョコレート類について、特定の原産地のもの、有機農産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合には、次の各号に掲げる方法によらなければならない。 (1) 次に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。ただし、その割	

規 約	施 行 規 則
<p>合が100パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。</p> <p>ア 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合</p> <p>イ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合においては、この旨の割合であることを表示する。）</p> <p>(2) 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料が製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。</p> <p>(3) チョコレート類が有機又はオーガニックである旨の表示</p> <p>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）並びに同法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）に規定するところにより表示すること。</p> <p>5 事業者は、チョコレート生地若しくはチョコレート生地のみのチョコレート又はココアパウダーについて、「純良」、「Pure」その他当該製品が純粹である旨を意味する文言を表示する場合は、次の各号の基準によらなければならぬ。</p> <p>(1) チョコレート生地又はチョコレート生地のみのチョコレート</p> <p>次のアからカまでの全てに適合するものに限り表示することができる。</p> <p>ア カカオ成分として、ココアバター又はカカオマス及びココアバターのみを使用しているもの</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>イ 脂肪として、ココアバターの他には乳脂肪のみを使用しているもの</p> <p>ウ しょ糖以外の糖類を使用せず、かつ、しょ糖が全重量の55パーセント以下のもの</p> <p>エ バニラ系の香料以外の添加物を含まないものの</p> <p>オ レシチンが全重量の0.5パーセント以下のもの</p> <p>カ 上記アからオまでに規定する原材料、乳製品、その他公正取引協議会が承認したものの以外のものを加えていないもの</p> <p>(2) ミルクチョコレート 前号に掲げる基準の全てに適合し、かつ、乳固体分14パーセント以上（乳脂肪分3.5パーセント以上）のものに限り表示することができる。</p> <p>(3) ココアパウダー ココアパウダーのココアバターが全重量の22パーセント以上、水分が全重量の7パーセント以下のものであって、バニラ系の香料以外のものを含まないものに限り表示することができる。</p> <p>6 事業者は、調整ココアパウダーについて、商品名等に「飲用チョコレート」、「ドリンクイングチョコレート」又は「ドリンクチョコレート」と表示する場合は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。ただし、第3条第1項第1号に規定する種類別名称及び同項第2号に規定する原材料名としてこれらの文言を表示してはならない。</p> <p>(1) ココアパウダーに糖類のみをえたもの ココアバターが22パーセント以上のココアパウダーを全重量の32パーセント以上使用しているものに限り表示することができる。</p> <p>(2) ココアパウダーに乳製品又は糖類以外の</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>他の可食物を加えたもの ココアバターが22パーセント以上のココアパウダーを全重量の20パーセント以上使用しているものに限り表示することができる。</p> <p>(3) ココアパウダーに糖類及び乳製品又は他の可食物を加えたもの ココアバターが22パーセント以上のココアパウダーを全重量の20パーセント以上使用しているものに限り表示することができる。</p> <p>7 事業者は、チョコレート、準チョコレート、チョコレート菓子又は準チョコレート菓子にその製法について表示する場合は、その製法の特質、効用等の説明を表示しなければならない。</p> <p>8 事業者は、チョコレート類の容器包装又は説明書に賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、それを受けた年を表示し、かつ、賞にあっては、受賞した博覧会、展覧会、品評会等の名称、推奨等にあっては推奨者等の氏名又は名称を表示しなければならない。</p> <p>9 事業者は、チョコレート類の容器包装又は説明書に、法令に基づく特許又は実用新案、商標若しくは意匠の登録を受けた旨を表示する場合はその番号を、また、登録を出願中のものにあっては出願番号を、それぞれ表示しなければならない。</p> <p>10 原産国について誤認されるおそれがある国産品にあっては、施行規則第33条に定める基準により表示すること。</p>	<p>(原産国について誤認されるおそれがある表示)</p> <p>第33条 国産品であって、次に掲げる表示がされているものにあっては、容器包装の見やすい場所に、国内で製造された旨を表示すること。ただし、規約第3条第1項第9号又は第10号で定める氏名又は名称に「製造」と付記して表示している場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 表示言語にかかわらず、外国の国名、地名、</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>その他これらに類するものの表示（略称で表示しているものを含む。）</p> <p>(2) 外国の国旗、紋章、地図、その他これらに類するものの表示</p> <p>(3) 表示言語にかかわらず、外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示（略称で表示しているものを含む。）</p> <p>(4) 国内の事業者の名称等の表示で、外国の事業者の名称等の表示と紛らわしい表示（例えば「〇〇カンパニー」「〇〇Co., LTD.」等）</p> <p>(5) 商品名、商品説明、事業者名等の表示の全部又は主要部分が邦文以外で示されている表示</p> <p>2 前項の表示がされているものにあっては、国内製造品である旨を表示すること。</p> <p>3 チョコレート類とその容器の原産国が異なるものであって容器自体に独自の使用価値があるものにあっては、チョコレート類の原産国と容器の原産国を併記して表示する。</p> <p>例えば（「チョコレート類 イギリス製」「容器 日本 製」）</p>
<p>（不当表示の禁止）</p> <p>第5条 事業者は、チョコレート類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) チョコレート類を他の食品類に比べて実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 第2条に規定する定義又は規格に合致しない内容の製品について、それぞれそれらのものであるかのように誤認されるおそれがある表示（チョコレート菓子、準チョコレート又は準チョコレート菓子に商品名としてチョコレートを意味する文言を表示する場合であって、チョコレート菓子、準チョコレ</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>ート又は準チョコレート菓子である旨を商品名と同一視野内に明瞭に表示しているとき、又はテレビ、ラジオ若しくはネオン・サインにより商品名としてチョコレートを意味する文言を表示する場合を除く。)</p> <p>(3) 前条第1項第3号に掲げる基準に適合しないチョコレート又はチョコレート菓子について、「生」の文言を使用することにより、当該商品の品質が他の商品より特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 前条第2項第4号から第6号の規定に基づきチョコレート類に果物類の香料を使用している旨を表示している場合であっても、あたかも果物類そのものを使用しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 前条第5項に掲げる基準の全てに適合しないチョコレート又はココアパウダーについて、「純良」、「Pure」その他当該チョコレート又はココアパウダーが純粋である旨を意味する文言を使用することにより、当該商品の品質が他の商品より特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 第3号から第5号に掲げるもののほか、前条に規定する特定事項の表示基準に合致しない表示</p> <p>(7) 「最高級」、「極上」等、最上級を意味する文言を客観的な根拠に基づかないで使用することにより、当該商品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 「ナチュラル」、「天然」、「自然」、「新鮮」、「フレッシュ」を意味する文言を客観的な根拠に基づかないで使用することにより、当該商品の品質が特に優良であるかのように誤</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 「特濃」、「濃厚」を意味する文言を客観的な根拠に基づかないで使用することにより、当該商品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) チョコレート、準チョコレート、チョコレート菓子又は準チョコレート菓子に使用した可食物について、その可食物が実際のものよりも著しく優良であるかのように、又は実際のものよりも、著しく多く、若しくは著しく少なく含まれているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) 賞でないものが賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等が当該チョコレート類について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 官公庁、神社、仏閣その他著名な団体又は個人が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(14) チョコレート類の価格、取引条件又はチョコレート類の取引に付随して提供する景品類の品質、内容その他の事項について、実際のものよりも、又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものに比べて著しく有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(15) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて著しく過大な容器包装であって、このことが外部から容易に識別することができないもの</p> <p>(16) 輸入品でないものが輸入品であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(17) 国産品でないものが国産品であるかのよ</p>	<p>(容器包装の限度)</p> <p>第34条 規約第5条第15号の「限度」について疑義がある場合は、公正取引協議会に協議するものとする。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>うに誤認されるおそれがある表示</p> <p>(18) 他の事業者又は他の事業者に係るチョコレート類を中傷し、誹謗するような表示</p> <p>(19) 伝統、歴史、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他企業の信用状態について、実際のものよりも、又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものに比べて著しく優位にあるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(20) チョコレート類の商品名、商標、意匠その他の事項について、自己と競争関係にある他の事業者の製造又は販売に係るものと同一又は著しく類似した表示</p> <p>(21) 第1号から第20号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るチョコレート類の内容について、実際のものよりも、又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものに比べて著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の業務)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、次の業務を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(6) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(7) その他、この規約の施行に関すること。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>(違反に対する調査)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第9条の規定に基づいて制定した規則に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p>	
<p>(違反に対する措置)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第9条の規定に基づいて制定した規則に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p>	
(施行規則)	

規 約	施 行 規 則		
第9条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。			
2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。			
別 表（施行規則第1条関係）			
大分類	中分類	小分類（又は名称）	
1. 焼き菓子類	1. ビスケット類	ハードビスケット、ソフトビスケット、加工ビスケット、クラッカ一等	
	2. 焼き物	ボーロ、デセール、マコロン、パサンズ、松風、紅梅焼き、焼き力スティラ、堅パン、ラスク、衣掛けパン、玉引きパン、ソフトレース、栗ボーロ、片栗焼き物、餡入り焼き物、意匠松風、サブレー、スナック、浮きパン等	
	3. せんべい	瓦せんべい、意匠せんべい、七味せんべい、巻きせんべい、ビンズせんべい、二重格子せんべい、鉱泉せんべい、みそせんべい、薄物せんべい、伊賀焼きせんべい、加工せんべい等	
	4. ウエハース	シーリングウエハース、加工ウエハース等	
2. キヤ	5. キャラ	サックキャラメル、ば	

規 約	施 行 規 則		
ンディ 一類	メル 6. ドロッ プ 7. タフィ 一 8. ヌガー 9. 餅 類	らキャラメル等 粒ドロップ、タブレッ トドロップ等 白飴、餅飴、翁飴、ダ イヤ糖、有平飴、梅干 し飴、棒ピ一、ゴマ飴、 鉄砲玉、バターカッ プ、乳菓、バターボー ル、サテンもの、包装 キャンディー等	
3. 和 生	10. 乾燥物 11. 掛け物 12. ゼリー	バナナ、フロレット、シ ュガーバー、メレンゲ、 千鳥、竹の子、桃、ダ ルマ、マシマロ、鳳端等 艶掛け物（チャイナマ ーブル、ゼリービーン ズ、五色玉、お目出糖、 スイートマーブル等）、 和掛け物（豆掛け、生掛 け落花、味掛け落花、ビ スケット掛け、金平糖、 九重等） 果実ゼリー、乾燥ゼリ ー等	
	13. ようか ん 14. 金 玉 15. 上 生	煉りようかん、黒よう かん等 流し物、煉り切り、求 肥、焼き物（桃山、調 布、唐まん、栗まん）、 蒸し物等	

規 約	施 行 規 則		
	16. 並み生	まんじゅう、蒸しようかん、きんつば、餅菓子（大福、州浜、団子、磯焼き）等	
	17. 最 中		
	18. 半 生	衣掛け餡、乾燥ようかん、簾の子ようかん、茶通、松露、千代結び、大和柿、金玉果実、砧巻き、小倉草紙、求肥梅干し、玉椿、小型桃山、黄金芋、ようかん式司、ようかん松葉、小栗まんじゅう、シャムロール、ハース合わせ物等	
	19. その他	日の出焼き、今川焼き、鯛焼き、巴焼き、義士焼き等	
4. 洋 生	20. カステ イラ	長崎カステイラ、	
	21. ケーキ 類	スポンジケーキ、バターケーキ、ワッフル、シュークリーム、パイ類等	
5. 米 菓	22. あられ	あられ（おかき）、かるやき等	
	23. せんべ い	辛せんべい、甘せんべい、草加等	
6. 油 菓	24. かりん 糖	黒かりん糖、白かりん糖等	
	25. 餅揚げ 物		
	26. 豆揚げ 物		

規 約	施 行 規 則	
	27. 芋揚げ物 28. お好み揚げ 29. ドーナツ	27. 芋揚げ物 28. お好み揚げ 29. ドーナツ 輪ドーナツ、餡入りドーナツ等
7. チューアイ ンガム	30. 味ガム 31. 風船ガム	30. 味ガム 板ガム、糖衣ガム等 31. 風船ガム
8. 干菓子類	32. 京菓子類 33. 打ち物 34. おこし	32. 京菓子類 引き蜜物、京種合わせ物、式司合わせ物、雲平押し物、練り物加工物、油煎物類、京種巻き物、金玉加工物、州浜加工物、雲平片栗物、ハッ橋等 33. 打ち物 落雁、五色打ち、荒粉打ち、麦打ち、落花打ち、塩釜、餡打ち、諸越、寒梅打ち、固形しるこ、固形ラムネ、コーヒー糖等 34. おこし 米おこし、栗おこし、福おこし、芋おこし、鉱泉おこし、板切り物、金板物、五家宝、握り撫り物等
9. 砂糖漬け類	35. 甘納豆	35. 甘納豆 栗納豆、斗六納豆、金時納豆、ササゲ納豆、お多福納豆、青エンドウ納豆、ウズラ納豆、アズキ納豆、中福納豆、赤エンドウ納豆、小粒斗六インゲン納豆、お好み納豆、芋納豆

規 約	施 行 規 則				
	36. 砂糖漬け物	豆等 ショウガ漬け、文旦漬け、フキ砂糖漬け、コンブ砂糖漬け等			
	37. マロンク ラッセ				
10. そ の他	38. パン 類、冷凍 食品、飲 料				
附 則					
この規約の変更は、令和6年10月1日から施行する。					